

**手賀沼・手賀川周辺地域における
加工品・地産地消メニュー開発・販売支援業務
企画提案仕様書**

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県が委託する「手賀沼・手賀川周辺地域における加工品・地産地消メニュー開発・販売支援業務」の企画提案募集において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は事業の概要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は、受託候補者と協議の上、千葉県が作成する。

2 業務の背景と目的

（1）背景

手賀沼及び手賀川は、面積約6.5km²、周囲42.0kmの柏市、我孫子市、印西市を主な流域とする都心から一番近い天然湖沼である。周辺地域には豊かな自然環境をはじめ、景観的な要素から文化・スポーツ的な要素まで多様な特性を有しているほか、近年は、農産物直売所等周辺施設の集客数の増加や、農地を活用した民間事業者等による新たな事業の展開等、様々な取組が意欲的に行われている。一方、地域全体が連携した一体感のある取組が十分ではないことが地域活性化の課題となっている。

そこで県では、令和5年度に「手賀沼・手賀川周辺地域の農を軸としたにぎわいづくりに寄与する民間サービス導入支援検討業務」として、民間サービス導入に向けた効果的な手法等の検討を行った。その結果として、地元の農産物を使用した加工品や飲食店が調理・販売するメニューを開発して販売することにより、地域の魅力発信や賑わい創出、ひいては地域全体の一体感やブランド力の向上に貢献できることが示された。

令和6年度には、本地域における加工品及び地産地消メニューを広くPRするため、「手賀沼・手賀川周辺地域における加工品・地産地消メニューブランディング推進支援業務」として、本地域の農産物を使用した加工品や地産地消メニューに係るブランドの方向性やブランド認定基準（案）、ブランド認定に係る事務手続の流れ等について整理を行った。また、同業務の受託者から、プロモーション等を想定した複数のロゴデザイン等や新たな加工品・地産地消メニューについて提案があったところである。

（２）目的

本業務では、手賀沼・手賀川周辺地域の地元農産物等を使用した加工品及び地産地消メニューの認定制度の推進及び新たな加工品・地産地消メニューの開発・販売支援を行うことで、地域のブランド力の向上や賑わいづくり、更なる交流人口・関係人口の創出による地域活性化を図ることを目的とする。

（３）手賀沼・手賀川周辺地域における加工品・地産地消メニュー認定制度について

手賀沼・手賀川周辺地域及び地元農産物の認知拡大を目的に、加工品（地元農産物等を使用した製品）及び地産地消メニュー（地元農産物等を使用した飲食店等が調理・販売する飲食メニュー）の認定制度（以下「認定制度」という。）を本業務委託期間中に開始する予定である。

認定制度は、手賀沼・手賀川周辺地域で生産された野菜や果物、米等の農産物を原材料として使用した加工品及び地産地消メニューを認定の対象とする。

なお、申請受付や審査等の認定に係る業務は、手賀沼・手賀川やその周辺の資源の活用に関する課題の整理・調整や取組施策の調査・検討等を行っている「手賀沼・手賀川活用推進協議会」（構成員：柏市、我孫子市、印西市及び千葉県職員の職員）が行うため、本業務の範囲外である。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月24日（火）まで

4 業務内容

本業務では、以下の内容を行うものとする。

なお、本業務委託とは別に、手賀沼・手賀川活用推進協議会において、2（3）の認定制度を開始する予定であるため、本業務と認定制度の進捗状況等の調整を図りながら、手賀沼・手賀川活用推進協議会と連携し業務を実施すること。

（１）加工品・地産地消メニューの開発・販売支援

手賀沼・手賀川周辺地域全体のブランド力の向上や賑わいの創出のため、本地域並びに本地域における加工品及び地産地消メニューを広くPRするため、新たな加工品・地産地消メニューの開発及び販売支援を行う。

業務の実施に当たっては、各項目の留意事項に注意し、具体的な実施内容については別途委託者と協議すること。なお、本業務の効果的な遂行に資すると考えられるものについて、以下のア～オの業務内容に追加して、又はア～オの業務とは別に、独自に提案することを妨げない。

ア 地域の事業者等との意見交換

地域の事業者に対する認定制度の普及促進を図るとともに認定制度の利活用を望む地域の事業者を増加させるため、また、認定制度の認定を受けた加工品及び地産地消メニュー（以下「認定商品」という。）の効果的な販売促進、次年度以降の新たな加工品・地産地消メニューの開発等に向け、ヒアリング、ワークショップ及びアンケート等により、事業者と意見交換を行う。また、意見交換の結果を踏まえ、事業者が認定を受けることによるメリット（以下「事業者メリット」という。）の具体的な内容について提案を行う。

意見交換を行う事業者は、地域の加工・販売事業者や教育機関、地域外の販売事業者・マスメディア等を想定している。

【留意事項】

- (ア) 参加者からの意見が出やすいよう、効果的な手法を用いて行うこと。
- (イ) 企画提案に当たっては、本事業が地域一体となった取組となるよう、意見交換を行う事業者等の対象及び数を示すこと。
- (ウ) 資料の準備や議事録の作成等、意見交換の開催に係る運営を行うこと。
- (エ) 手賀沼・手賀川活用推進協議会構成員の同席について調整すること。
- (オ) 事業者メリットの提案に当たっては、販売促進に関する専門家の助言を受けた上で、より実効性のある内容を検討すること。

イ 加工品・地産地消メニューの開発・販売支援

加工品・地産地消メニューの開発及び開発した加工品・地産地消メニューを認定商品とすることに意欲のある本地域の事業者を募集し、開発・販売までの支援を行う。

【留意事項】

- (ア) 開発する加工品・地産地消メニューは、認定商品とすることを前提とし、認定基準に合致するものであること。なお、認定基準については、今後手賀沼・手賀川活用推進協議会において決定する予定であることから、決定次第速やかに委託者から受託者に情報共有を行う。
- (イ) 販売前には、商品の購買対象者及びニーズの把握、また、品質、価格設定等について消費者からの評価を調査するため、テストマーケティングを行い、その結果を踏まえ、事業者に必要な支援を行うこと。
- (ウ) 事業者は、加工品を開発する事業者を1者以上、地産地消メニューを開発する事業者を1者以上選定することとし、選定は、委託者と協議して行うものとする。
- (エ) 令和6年度に提案のあった加工品・地産地消メニューについても販売支援を行うこと。なお、令和6年度の提案内容の詳細については、契約開始後に別途委託者から提示する。

ウ 認定制度の名称及びロゴデザイン等の制作

加工品・地産地消メニューの魅力を効果的に発信するため、認定商品のPRに使用する統一的な認定制度の名称並びにロゴデザイン、タグライン及びブランドステートメント（以下「ロゴデザイン等」という。）を制作する。

併せて、各種PRに広く活用できるように、認定制度の名称及びロゴデザイン等の使用上のルール等を定めたデザインマニュアルを作成する。

【留意事項】

- (ア) 原則として、認定制度の名称は複数提案することとし、委託者と協議の上で決定すること。ロゴデザイン等については、名称決定後に制作すること。
- (イ) ロゴデザインは、手賀沼・手賀川周辺地域で使用されているロゴデザインや既存の登録商標と類似しないものであること。
- (ウ) タグラインは、読み手の興味を引き、印象に残るような表現により、地域や加工品等が持つ特徴や価値を端的に伝えるものとし、原則として20字以内で制作すること。
- (エ) ブランドステートメントは、タグラインにより伝えようとするブランドのコンセプトを分かりやすく、読み手の心に響くような言葉で表現するものとし、原則として200～300字程度で制作すること。
- (オ) ロゴデザイン等はそれぞれ数パターン提案することとし、完成までに委託者による内容確認及び修正指示の機会を複数設けること。
- (カ) デザインマニュアルには、色の指定や使用禁止例の提示等、発注者と協議の上、必要とされた事項に関する規定を設けること。

エ 広報資材等の作成

認定制度及び認定商品のプロモーション等に必要な広報資材並びに手賀沼・手賀川活用推進協議会が認定を受けた事業者に通知する認定証のデザインを作成する。

また、千葉県ホームページ内において、認定制度及び認定商品について紹介するページを設ける予定であることから、写真や紹介原稿等といったホームページ内で使用するための素材を作成し、委託者に提供する。

なお、認定制度等の紹介ページの作成及び編集は委託者が行うため、本業務の範囲外である。

【留意事項】

- (ア) 最終的な作成数や配布先等については、委託者と協議の上で決定すること。
- (イ) 企画提案時には、広報資材の種類・材質やサイズ等の使用、作成数量、使用イメージを示すこと。

(ウ) 認定証のデザインやサイズ等については、別途委託者と協議の上決定すること。

オ 認定式の会場設営・実施運営

認定制度の第1回目となる認定を行う式（以下「認定式」という。）に係る会場設営及び運営業務を行う。

【留意事項】

(ア) 開催日は契約日から令和8年3月13日までの委託者が指定するいずれか1日とする。

(イ) 開催日時、場所及び運営方法等については委託者と事前に協議すること。

(ウ) 開催に係る手配及び当日の設営・撤去、人員手配等、本業務の実施に必要な一切の業務を行うこと。

(エ) 認定式の中で、認定を受けた加工品・地産地消メニューを試食できるよう、事前に事業者等の出席や加工品・地産地消メニューの提供に係る手配を行うこと。

(オ) 実施に係る一切の費用は、委託費に含まれるものとする。

(2) 手賀沼・手賀川活用推進協議会におけるワーキンググループの運営支援及び報告会の開催

手賀沼・手賀川活用推進協議会に設置されているワーキンググループの運営支援及び同協議会幹事会における報告会を実施する。

ア ワーキンググループの運営支援

本事業の実施内容等の協議・検討を行っているワーキンググループにおいて、業務進捗状況等の報告及び検討事項の協議を行うとともに、会議資料等の準備及び議事録の作成等の運営支援を行う。

ワーキンググループにおける議題等の会議内容やワーキンググループの開催回数・時期・場所・方法等については、別途委託者と協議して決定する。

イ 幹事会における報告会の開催

本業務の実施結果をまとめ、手賀沼・手賀川活用推進協議会幹事会において報告会を開催するとともに、資料等の準備及び議事録の作成等を行う。

開催時期・場所・方法等については、別途委託者と協議して決定する。

5 業務完了報告等

(1) 中間報告及び最終報告

ア 中間報告

4 (1) の実施結果等の状況について、令和7年11月末までに中間報告書を取りまとめ、4 (2) アに示すワーキンググループにおいて中間報告を行うこと。

イ 最終報告

4 (1) の実施結果等について、令和8年2月末までに報告書を取りまとめ、4 (2) イに示す幹事会において報告会を開催すること。

(2) 業務完了報告書の提出

受託者は、業務完了後、成果品とともに業務完了報告書を作成し、提出すること。

(3) 成果品の提出

ア 成果品は、本業務で得られた物品等（ウェブサイト及び SNS アカウントを含む。）及び報告書とする。報告書に記載する内容は以下のとおりとし、電子データとして、委託期間終了日までに納品すること。

(ア) 4に係る実績

写真等による記録撮影した写真や動画は、県職員が用いる業務用パソコンにおいて閲覧及び簡易な編集が可能なデータとして納品すること。

(イ) その他必要なデータ・資料等

イ 電子データは、原則としてPDF形式及びMicrosoft Officeで編集可能な形式とし、4 (1) ウに係るロゴデザイン等については、AI形式、PNG形式、JPEG形式を追加して納品すること。

(4) 成果品の帰属、著作権等の取扱い

ア この委託契約の実施により得た成果品は、全て委託者に帰属する。

イ 受託者は、成果品の著作権（著作権法第21条、第23条、第26条の2、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとする。

ウ 受託者は、委託者又は委託者が指定する第三者に対して、成果品に係る著作権人格権を行使しないことに同意するものとする。

エ 受託者は、成果物について、第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権等の一切の権利を侵害しないことを保証するものとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は受託者が負うものとする。

オ 委託者は、著作権法第20条第2項、第3号又は第4号に該当しない場合におい

ても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作権名で任意に公表することができるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

カ 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができない。

6 その他留意事項等

(1) 業務計画書の作成

ア 受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、提出すること。

イ 業務計画書には、業務概要、実施方針、実施スケジュール、実施体制等について記載するものとする。

(2) 秘密保持等

ア 個人情報を含め、本業務により作成又は得られたすべての情報については、管理を徹底するとともに、本業務の目的以外に使用してはならない。

イ 本業務により、作成又は得られた全ての情報の使用、保存、処分に当たっては、秘密が保持されるよう細心の注意を払わなければならない。

ウ 本業務の実施に当たり、知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務の目的外に使用してはならない。これは、本業務の委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 再委託等の禁止

ア 受託者は本契約の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできない。主要部分とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者はこれを再委託することはできない。

イ 受託者は、業務の一部を再委託するに当たっては、事前に書面により委託者の承諾を得るものとする。

(4) その他

ア 本業務の実施に当たっては、委託者と協議又は打合せを綿密に行うとともに、委託者の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。なお、協議又は打合せは、委託者の求めに応じ実施するものとし、場所については、委託者の指示に従うものとする。

イ 業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」及び「談合及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特記事項」を遵

守の上、遺漏のないよう遂行するとともに、特記事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

ウ やむを得ない事情により、指定された仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。

エ 委託契約締結後、不測の事態により業務内容の変更又は中止となった場合の委託料の取扱いに関しては、業務の進捗状況に合わせて委託者と受託者において協議の上決定する。

オ 受託者は、本業務の遂行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

カ 受託者は、本業務の遂行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

キ 本仕様書に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上決定する。